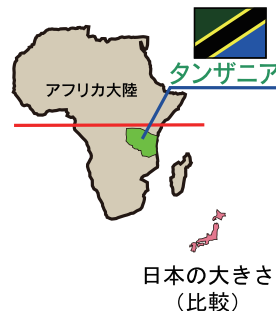


青年海外協力隊員からの便り —タンザニア (アフリカ)—



独立行政法人国際協力機構 (JICA) から青年海外協力隊員として派遣されている市職員久保智里さんからの便りを紹介します。久保さんは、平成20年6月から約2年間、タンザニアのイリング州立図書館に司書としてデータベース化や職員の資質向上の手助けを行っています。なお、イリング州は郵便や通信環境が整っていないため、まとめて届いたものを掲載します。

イリングは冬をむかえました。冷たい風が吹きつける街を歩けば舞い上がる砂埃が頬にあたり痛いほどです。乾燥と寒さでいつの間にか鼻血も出てしまいます。寒さが強い日には鼻の穴にヴァセリンを塗るようママ達から助言をもらいました。ここは本当にアフリカなのか?と思うほど。それでも陽射は強く、油断して日向ぼっこをしているとあっという間に日焼けで肌が痛くなり、寒くても赤道直下に住んでいる事を感じます。

雨季には一面に緑を広げていたバオバブの木々もすっかり葉を落とし、幹と枝だけとなりました。その姿は“悪魔の住む木”と言われる所以も頷ける異様さを呈しています。

枝だけになった木々と奇岩、赤い土を剥き出しにした大地。ちょうど1年前バスの車窓から眺めた景色です。任地に近付けば近付くほど荒廃していく景色に、終末の地へ向かうのかと不安で一杯

になった事を懐かしく思い出します。そして、この木々が大地を覆い尽くす緑を湛えるまでに変わる不思議は目を見張るものです。

久保 智里



▲バスの窓からみるイリングまでの道のり。4時間程こんな風景が続きます。

任期半分を終え中間報告会が行なわれました。ディスカッション形式に進められた報告会では職種の違い、職場の違いから抱える問題も様々で、自身の活動上では起こらないような問題、また、職種は違えど同じような問題を抱えた隊員の話しを聞くことができました。

各人が真摯に取り組んでいる姿勢を見せてもらった事は、何より意義があったと感じています。

赴任から1年。共にタンザニアに降立った同期がどんな生活をし、何に悩み活動を続けてきたのかを知る事は感慨深いものでした。

誰もが活動先に居場所を作り、根を生やして活動を続けている。本当に素晴らしいと思います。そして、1人も欠けることなく任期半分を終えた事にも感謝。

残り半分、うまくいく事もいかない事もあるでしょうが多くを求めず、小さなことを地道に任期終了まで続けていこうと自身の活動を振り返る報告会でした。

久保 智里



▲報告会后同期隊員と小旅行。ワミ川で日向ぼっこするカバ達。

市県民税の年金からの特別徴収が始まります

これまで、納付書や口座振替などで納付していた市県民税を、平成21年10月支給分の年金から、特別徴収（引き落とし）する制度が始まります。

特別徴収制度とは、年金の支払者（社会保険庁や共済組合）が市県民税を年金から引き落としして市区町村へ直接納入する制度です。

1 対象となる人

4月1日現在65歳以上の老齢基礎年金などを受給している人で、市県民税の納税義務がある人。ただし、次の人は除かれます。

- ① 1月2日以降に市外に転出した人
- ② 支払われる年金の年間額が18万円未満の人
- ③ 引き落としされる市県民税額が、所得税、介護保険料、国民健康保険税または長寿医療（後期高齢者医療）保険料を控除した後の年金支払額を超える人
- ④ 介護保険料が特別徴収になっていない人
- ⑤ 年度の途中で税額が変更になった人

※年度途中でこれらの事由に該当するようになった人は、特別徴収は中止となり、これまでのように納付書や口座振替などで納付するようになります。

2 対象となる税額

公的年金などの所得に係る分の市県民税額

※給与所得や他の所得に係る分の市県民税は、これまでの通りの納め方となります。

※対象となる人に対する年税額の算出方法はこれまでと同じであり、**新たな税負担が生じるものではありません。**

3 特別徴収の方法

①平成21年度（例：対象となる税額が60,000円の場合）

税額	納付書または口座振替		年金からの特別徴収（引き落とし）		
	6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4ずつ (15,000円ずつ)			年税額の1/6ずつ (10,000円ずつ)		

②平成22年度以降（例：対象となる税額が60,000円の場合）

税額	年金からの特別徴収（引き落とし）					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の2月と同じ額ずつ (10,000円ずつ)				年税額から4月・6月・8月で仮徴収した額を差し引いた残額の1/3ずつ (10,000円ずつ)		

4 税額等の通知について

「平成21年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書」を6月中旬に郵便で送っています。

○問合せ先 税務課市民税係

新入学児の就学時健康診断

来年4月に市内小学校へ入学予定の子どもを対象に就学時健康診断を行います。日程は、下記の通りです。

該当する家庭には9月中旬に教育委員会から個別に通知しています。通知が届いていない人は教育委員会までご連絡ください。また、定められた健康診断日には保護者が付き添って必ず受診させてください。

○問合せ先 学校教育課

月 日（曜）	対象学校	場 所	受 付
10月 1日（木）	大崎小学校		午後1時30分～1時50分 診断開始は午後2時
10月 7日（水）	田代小学校		
10月 9日（金）	調川小学校		
10月 14日（水）	上志佐小学校		
10月 15日（木）	星鹿小学校		
10月 16日（金）	御厨小学校 青島小学校	御厨小学校	
10月 22日（木）	福島小学校 養源小学校	福島小学校	
10月 23日（金）	鷹島小学校		
10月 28日（水）	今福小学校		
10月 29日（木）	志佐小学校		

平成22年松浦市成人式

平成22年成人式を次の通り開催します。

○新成人該当者

平成元年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた人

○日時

平成22年1月4日（月）

受付＝12:00～12:50

開式＝13:00

○会場

松浦市文化会館（ゆめホール）

※今回から1会場での開催となります。
（福島会場・鷹島会場はありません）

※該当者へは、後日、案内状を送付します。

（案内状がない人も参加できます）

※「ゆめホール」への入場は、会場の都合上、新成人・来賓を優先しますので、あらかじめご了承ください。

（保護者などの入場をご遠慮いただく場合があります）

○問合せ先 生涯学習課社会教育係